

改 正 案

現 行

別記様式（第4条関係） (日本工業規格 A4)

別記様式（第4条関係） (日本工業規格 A4)

第 期 { 年 月 日から } 業務報告書
 { 年 月 日まで }

第 期 { 年 月 日から } 業務報告書
 { 年 月 日まで }

財務(支)局長 殿

金融庁長官 殿

年 月 日提出
 監査法人名 印
 所在地
 代表者 印

年 月 日提出
 監査法人名 印
 所在地
 代表者 印

一. 業 務 の 概 況

一. 業 務 の 概 況

1. 監査法人の沿革

1. 監査法人の沿革

2. 監査法人の目的

2. 監査法人の目的

3. 業務概要

3. 当期の業務概要

4. 業務内容
 監査証明業務

4. 当期の業務内容
 監査証明業務

種 別	被監査会社等数	対前年度増減	備 考
証取法・商法特例法監査	()社	()社	
証 取 法 監 査	()	()	
商 法 特 例 法 監 査	()	()	
学 校 法 人 監 査			

種 別	被監査会社等数	対前年度増()減	備 考
証取法・商法特例法監査	()社	()社	
証 取 法 監 査	()	()	
商 法 特 例 法 監 査			
学 校 法 人 監 査			

改正案

労働組合監査			
その他の法定監査	()	()	
その他の任意監査			
計	()	()	

非監査証明業務

区分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額	備考
大会社等	社	社	千円	
その他の会社等				
その他	—	—		

実務補習の業務

実務補習人員数			備考
修了者	補習中の者	合計	
人	人	人	

現行

労働組合監査			
その他の法定監査			
投資育成監査			
その他の任意監査			
計			

法第2条第2項の業務

種別	対象会社等数	対前年度増()減	備考
	社	社	

実務補習の業務

実務補習人員数			備考
修了者	補習中の者	合計	
人	人	人	

改 正 案

関係会社等の状況

名 称	代表者名	所 在 地	出 資 金 又 は 資 本 金	売上高	所有割合	事業の内容
			百万円	百万円	% () []	
					() []	

5. 審理の状況

項 目	内 容
審理担当責任者	
審理担当者数	
審理対象の範囲	

審理方法等

審理方式の種別	コンカリング・レビュー・パートナー方式 会議体方式 その他()
審理を行う基準及び具体的な方法等	
意見が不一致の場合の調整方法	
重点審査項目	

(審理体制の組織図)

現 行

関係会社の状況

名 称	代表者名	所 在 地	出 資 金 又 は 資 本 金	所有割合	事業の内容
			百万円	%	

5. 審理の状況

審 理 区 分	回 数	処 理 件 数
合 計		

備 考

改 正 案

現 行

6. 点検の状況

項 目	内 容
点検担当責任者	
点検担当者数	
点検対象の範囲	
点検実施件数	
点検方法	
重点点検項目	
点検結果概要	

7. 外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況

提携先外国会計事務所等名	提携年月日	提携の内容	当会計年度中の主な実績

(備考)

外国会計事務所への社員、使用人派遣状況

派 遣 先		使 用 人		目 的 及 び 期 間
外国会計 事務所名	所 在 地	社 員	使 用 人	
			公認会計士 会計士補	

(新 設)

6. 外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況

提携先外国会計事務所等名	提携年月日	提携の内容	当期中の主な実績

(備考)

外国会計事務所への社員、使用人派遣状況

派 遣 先		使 用 人		目 的 及 び 期 間
外国会計 事務所名	所 在 地	社 員	使 用 人	
			公認会計士 会計士補	

改正案

現 行

8. 賠償責任保険の加入状況

保 険 の 名 称	契約年月日	保 険 金 額	当会計年度中の保険料
		千円	千円
備 考			

7. 賠償責任保険の加入状況

保 険 の 名 称	契約年月日	保 険 金 額	当期中の保険料
		千円	千円
備 考			

二. 社 員、使 用 人 等 の 概 況

二. 社 員、使 用 人 等 の 概 況

1. 社員、使用人等の状況

1. 社員、使用人等の状況

	社 員		顧 問	使 用 人	公認会計士	会計士補	監査補助 職 員	その他の 事務職員等
	代表社員	相談役等	相談役等					
人 数	人	人	人	人	人	人	人	人
平均年齢	才	才	才	才	才	才	才	才
前 年 度 増 減	人	人	人	人	人	人	人	人

	社 員		顧 問	使 用 人	公認会計士	会計士補	監査補助 職 員	その他の 事務職員等
	代表社員	相談役等	相談役等					
人 数	人	人	人	人	人	人	人	人
平均年齢	才	才	才	才	才	才	才	才
期 中	増	人	人	人	人	人	人	人
	減	人	人	人	人	人	人	人

備 考

備 考

改正案

現行

顧問、相談役等

役職名	氏名	年齢	就任年月日	常勤・非常勤の別	職務内容	主要職歴
		才				

顧問、相談役等

役職名	氏名	年齢	就任年月日	常勤・非常勤の別	職務内容	主要職歴
		才				

三.事務所の概況

三.事務所の概況

事務所名	所在地	設置年月日	社員数	顧問 相談役 等数	使用人数				計
					公認 会計士	会計士補	監査補助 職員	その他の 事務職員 等	
(主)			人	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人
(従)				()	()	()	()	()	
				()	()	()	()	()	
計	総事務所数	カ所		()	()	()	()	()	

事務所名	所在地	設置年月日	社員数	顧問 相談役 等数	使用人数				計
					公認 会計士	会計士補	監査補助 職員	その他の 事務職員 等	
(主)			人	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人
(従)				()	()	()	()	()	
				()	()	()	()	()	
計	事務所数	()		()	()	()	()	()	

改正案

現行

事務所名	被監査会社等数							備考
	証取法・ 商法特例 法監査	証取法 監査	商法特例 法監査	学校法 人監査	労働組 合監査	その他 の法定 監査	その他 の任意 監査	
(主)	社 ()	社 ()	社 ()	社	社	社 ()	社	
(従)	()	()	()			()		
計	()	()	()			()		

事務所名	被監査会社等数								備考
	証取法・ 商法特例 法監査	証取法 監査	商法特例 法監査	学校法 人監査	労働組 合監査	その他 の法定 監査	投資育 成監査	その他 の任意 監査	
(主)	社	社	社	社	社	社	社	社	
(従)									
計									

四.被監査会社等の内訳

四.被監査会社の内訳

1.大会社等

(単位 百万円)

(新設)

被監査会社等の 名称	決算期	資本金	業務執行社員	共同監査人	備考
証取法・商法特 例法監査 計 社					
証取法監査 計 社					
商法特例法監査 計 社					

改 正 案

その他の法定監 査 計 社					
その他の任意監 査 計 社					
合 計					

五.そ の 他

現 行

その他の法定監 査 計 社																		
<u>中小企業投資育 成監査</u> 計 社																		
その他の任意監 査 計 社																		
合 計																		

(新 設)

改 正 案	現 行
<p>(記載上の注意)</p> <p>一．業務の概況</p> <p>1．監査法人の沿革 <u>監査法人の設立経緯及び成立日（設立登記日）から当会計年度末日までの間の名称変更その他の重要な事項（合併、目的の変更、主たる事務所の移転、主要な関係会社の設立等）について簡潔に記載すること。</u></p> <p>2．監査法人の目的 当会計年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。</p> <p>3．業務概要 <u>監査証明業務（公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第2条第1項の業務をいう。以下同じ。）</u>、<u>非監査証明業務（法第2条第2項の業務をいう。以下同じ。）</u>の状況について概括的に記載するとともに、<u>当会計年度</u>において開始した業務等特記すべき事項がある場合には、併せて記載すること。</p> <p>4．業務内容 <u>監査証明業務</u></p> <p>a．当会計年度末現在の被監査会社等の数を記載すること。なお、<u>大会社等（法第24条の2に規定する「大会社等」をいう。以下同じ。）</u>の数を（ ）に内書きで記載すること。</p> <p>b．「対前年度増減」欄は、前年度からの増減数を記載すること。なお、減の場合は、 を付すこと。</p> <p>c．この様式において「証取法・商法特例法監査」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号。以下「証取法」という。）及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号。以下「商法特例法」という。）に基づく監査をいう。</p> <p>d．この様式において「証取法監査」とは、証取法に基づく監査で証取法・商法特例法監査以外のものをいう。</p> <p>e．この様式において「商法特例法監査」とは、商法特例法に基づく監査で証取法・商法特例法監査以外のものをいう。</p> <p>f．この様式において「学校法人監査」とは、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づく監査をいう。</p> <p>g．この様式において「労働組合監査」とは、労働組合法（昭和24年法律第174号）に基づく監査をいう。</p> <p>h．この様式において「その他の法定監査」とは、法律に基づく監査のうちcからgまでに含まれない監査をいう。<u>なお、「被監査会社等数」欄における大会社等の内訳について、銀行、保険会社、独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人及びその他に区分して、その数を備考欄に記載すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>i．この様式において「その他の任意監査」とは、法律に基づかない監査をいう。</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>一．業務の概況</p> <p>1．監査法人の沿革 <u>監査法人の創立経緯、設立日（設立登記日とする。）から当会計年度末日までの間の名称変更、合併、目的の変更、<u>従たる事務所の新設等主な変遷</u>について記載すること。</u></p> <p>2．監査法人の目的 当会計年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。</p> <p>3．<u>当期</u>の業務概要 <u>監査証明業務、法第2条第2項の業務等の状況について概括的に記載するとともに、<u>当期</u>において開始した業務等特記すべき事項がある場合には、併せて記載すること。</u></p> <p>4．<u>当期</u>の業務内容 <u>監査証明業務</u></p> <p>a．当会計年度末現在の被監査会社等数を記載すること。なお、<u>連結財務諸表の監査については、その提出会社数を（ ）内に記載すること。</u></p> <p>b．この様式において「証取法・商法特例法監査」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号。以下「証取法」という。）及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号。以下「商法特例法」という。）に基づく監査をいう。</p> <p>c．この様式において「証取法監査」とは、証取法に基づく監査で証取法・商法特例法監査以外のものをいう。</p> <p>d．この様式において「商法特例法監査」とは、商法特例法に基づく監査で証取法・商法特例法監査以外のものをいう。</p> <p>e．この様式において「学校法人監査」とは、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づく監査をいう。</p> <p>f．この様式において「労働組合監査」とは、労働組合法（昭和24年法律第174号）に基づく監査をいう。</p> <p>g．この様式において「その他の法定監査」とは、法律に基づく監査のうちbからfまでに含まれない監査をいう。</p> <p>h．この様式において「投資育成監査」とは、<u>中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に基づく中小企業投資育成会社の投資対象会社の監査をいう。</u></p> <p>i．この様式において「その他の任意監査」とは、法律に基づかない監査のうちhに含まれない監査をいう。</p> <p>j．「対前年度増（ ）減」欄は、増、減それぞれ記載すること。なお、<u>当期中に監査種別が変</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(削る)</p> <p>非監査証明業務 非監査証明業務について、大会社等に対して行つた業務、その他の会社等に対して行つた業務及びこれら以外の出版その他の業務に区分して記載すること。</p> <p>実務補習の業務 実務補習を当会計年度中において取り止めた者がある場合には、その人数及び理由を「備考」欄に記載すること。</p> <p>関係会社等の状況</p> <p>a. この場合における関係会社等とは、<u>公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号。以下「令」という。）第7条第2項に規定する関係会社等をいう。</u></p> <p>b. <u>当会計年度に係る監査法人の関係会社等について、親会社等、子会社等、関連会社等及びその他の関係会社等に分けて、その名称、代表者名、所在地、出資金又は資本金、売上高、議決権に対する監査法人の（被）所有割合及び事業の内容を記載すること。ただし、重要性の乏しい関係会社等については、その社数のみを記載することに止めることができる。</u></p> <p>c. <u>関係会社等の議決権に対する監査法人の所有割合については、監査法人の他の子会社等による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社等の議決権の総数に対する監査法人及び当該他の子会社等が所有する当該関係会社等の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を（ ）内に内書きとして記載すること。なお、親会社等及びその他の関係会社等についても、これに準じて記載すること。</u></p> <p>d. <u>自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、子会社等又は関連会社等として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて〔 〕内に外書きとして記載すること。なお、親会社等及びその他の関係会社等についても、これに準じて記載すること。</u></p> <p>5. 審理の状況</p> <p>a. <u>監査意見を表明するに先立ち、業務執行社員（当該被監査会社等の財務諸表等の監査証明に係る業務を執行し、自署押印した社員をいう。以下同じ。）が実施した監査手続その他監査意見の形成に至る一切の過程の妥当性について組織的に検討し、必要な措置を講ずること（以下「審理」という。）を目的とする機関について、各項目毎に内容を記載すること。</u></p> <p>b. <u>「審理対象の範囲」欄については、審理が必要とされる監査契約の種別を記載すること。</u></p> <p>c. <u>この様式において、「コンカリング・レビュー・パートナー方式」とは、審理について会議体方式をとらず、審理対象となる監査証明に係る業務執行社員以外の特定の社員により審理を行う方式をいう。</u> <u>なお、「審理方式の種別」欄においては、該当する審理方式を○で囲むものとし、「その他」に該当する場合には、その概要を（ ）内に簡潔に記載すること。</u></p> <p>6. 点検の状況</p>	<p><u>更されたものについては、変更前の種別の減少及び変更後の種別の増加として記載すべきことに留意すること。</u></p> <p>k. <u>「備考」欄には、当期中に被監査会社等でなくなったものの名称及びその理由を記載すること。</u></p> <p>法第2条第2項の業務 財務書類の調製とその他の業務に区分して記載すること。</p> <p>実務補習の業務 実務補習を当会計年度中において取り止めた者がある場合には、その人数及び理由を「備考」欄に記載すること。</p> <p>関係会社の状況 この場合における関係会社とは、<u>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第5号に規定する関係会社をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5. 審理の状況 監査意見を表明するに先立ち、関与社員が実施した監査手続その他監査意見の形成に至る一切の過程の妥当性について組織的に検討し、必要な措置を講ずること（以下「審理」という。）を目的とする機関において審理を行つた回数及び処理件数を記載すること。 <u>「審理区分」欄は、事務所別、地区別等審理が行われる単位毎に記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>監査法人としての品質管理に関する方針と手続が適切に策定され、効果的に運用されていることを当該監査法人が確かめる措置の状況について記載すること。</p> <p>7. 外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況</p> <p>a. 監査証明業務、財務に関する相談業務等について外国会計事務所（外国で監査証明業務、財務に関する相談業務等を営む者（公認会計士及び監査法人を除く。）をいう。以下同じ。）又は他の監査法人と提携している場合には、その提携先、提携（契約）年月日、提携の内容について具体的に記載すること。</p> <p>b. 「当会計年度中の主な実績」欄には、研修会の開催、顧客の紹介等業務提携の主な実績を具体的に記載すること。</p> <p>c. 当会計年度末現在において外国会計事務所へ社員又は使用人を派遣している場合は、「備考」欄に派遣先等を記載すること。なお、外国会計事務所の日事務所への派遣についても記載すること。</p> <p>8. 賠償責任保険の加入状況</p> <p>a. 監査法人が、監査証明業務及び非監査証明業務に関する賠償責任保険に加入している場合に記載すること。</p> <p>b. 業務に関し提起された訴訟等があれば、その概要を「備考」欄に記載すること。</p> <p>二．社員、使用人等の概況</p> <p>1. 社員、使用人等の状況</p> <p>a. 当会計年度末現在の社員、使用人等の状況について記載すること。</p> <p>b. この様式において「代表社員」とは、監査法人を代表すべき社員を定款上特に定めている場合における当該社員をいう。</p> <p>c. この様式において「顧問、相談役等」とは、社員以外の者で、顧問、相談役その他これらに準ずる地位にある者をいう。</p> <p>d. この様式において「監査補助職員」とは、公認会計士及び会計士補以外の者で、社員が行う監査業務を補助している者をいう。</p> <p>e. この様式において「その他の事務職員等」とは、公認会計士、会計士補及び監査補助職員以外の使用人をいう。</p> <p>f. 社員のうち、当会計年度末現在で、公認会計士の登録を受けた後3年以上監査証明業務に従事している者の数を 内書すること。</p> <p>g. 非常勤職員がいる場合には、()外書すること。</p> <p>h. 平均年齢は、当会計年度末現在の満年齢によること。</p> <p>i. 定年制、退職金制度及び年金制度を設けている場合には、「備考」欄にその概要を社員と使用人に分けて記載のこと。</p> <p>(研修の実施状況)</p> <p>当会計年度において、社員及び使用人を対象に当該監査法人が主催した研修会について、その<u>主なものについて記載すること。</u></p> <p>2. 役員の状況</p> <p>a. 当会計年度末現在、法人の運営を担当する主な社員について記載すること。</p> <p>なお、特に担当者を定めていない場合で、代表社員がいる場合は、代表社員について記載する</p>	<p>6. 外国会計事務所及び他の監査法人との提携状況</p> <p>a. 監査証明業務、財務に関する相談業務等について外国会計事務所（外国で監査証明業務、財務に関する相談業務等を営む者（公認会計士及び監査法人を除く。）をいう。以下同じ。）又は他の監査法人と提携している場合には、その提携先、提携（契約）年月日、提携の内容について具体的に記載すること。</p> <p>b. 「当期中の主な実績」欄には、研修会の開催、顧客の紹介等業務提携の主な実績を具体的に記載すること。</p> <p>c. 当会計年度末現在において外国会計事務所へ社員又は使用人を派遣している場合は、「備考」欄に派遣先等を記載すること。なお、外国会計事務所の日事務所への派遣についても記載すること。</p> <p>7. 賠償責任保険の加入状況</p> <p>a. 監査法人が、監査証明業務及び法第2条第2項の業務に関する賠償責任保険に加入している場合に記載すること。</p> <p>b. 業務に関し提起された訴訟等があれば、その概要を「備考」欄に記載すること。</p> <p>二．社員、使用人等の概況</p> <p>1. 社員、使用人等の状況</p> <p>a. 当会計年度末現在の社員、使用人等の状況について記載すること。</p> <p>b. 「代表社員」とは、監査法人を代表すべき社員を定款上特に定めている場合における当該社員をいう。以下同じ。</p> <p>c. この様式において「顧問、相談役等」とは、社員以外の者で、顧問、相談役その他これらに準ずる地位にある者をいう。</p> <p>d. この様式において「監査補助職員」とは、公認会計士及び会計士補以外の者で、社員が行う監査業務を補助している者をいう。</p> <p>e. この様式において「その他の事務職員等」とは、公認会計士、会計士補及び監査補助職員以外の使用人をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>f. 非常勤職員がいる場合には、()外書すること。</p> <p>g. 平均年齢は、当会計年度末現在の満年齢によること。</p> <p>h. 定年制、退職金制度及び年金制度を設けている場合には、「備考」欄にその概要を社員と使用人に分けて記載のこと。</p> <p>(研修の実施状況)</p> <p>当会計年度において、社員及び使用人を対象に当該監査法人が主催した研修会について、その<u>概要を記載すること。</u></p> <p>2. 役員の状況</p> <p>a. 当会計年度末現在、法人の運営を担当する主な社員について記載すること。</p> <p>なお、特に担当者を定めていない場合で、代表社員がいる場合は、代表社員について記載する</p>

改 正 案	現 行
<p>こと。また、提出日現在までの間に異動等があつた場合には、その概要を「備考」欄に記載すること。</p> <p>b. 「略歴」欄には、最終学歴、公認会計士となる資格の取得年月日、公認会計士登録年月日、監査法人加入年月日、現職就任年月日等を記載すること。 (顧問、相談役等) 「社員、使用人等の状況」において「顧問、相談役等」を記載した場合には、氏名、役職名等を記入すること。</p> <p>三. 事務所の概況</p> <p>a. 当会計年度末現在の所属社員数等を記載し、代表社員がいる場合は、「社員数」欄に< >内書すること。</p> <p>b. 非常勤者がいる場合は、該当箇所に()外書すること。</p> <p>c. 被監査会社等数については各監査契約の種別欄に大会社等の数を()内書きで記載すること</p> <p>d. 「備考」欄には、事務所の業務を統括する者の氏名を記載すること。</p> <p>四. 被監査会社等の内訳</p> <p>a. <u>個別財務諸表について記載すること。</u></p> <p>b. 「大会社等」と「その他の会社等」に区分して記載すること。なお、<u>令第7条の2の規定により負債の金額の合計額が1,000億円以上となることにより大会社等に該当することとなつた被監査会社等については、備考欄に当該負債の金額の合計額を記載すること。</u></p> <p>c. <u>資本金は確定している直近決算期の額を記載すること。</u></p> <p>d. <u>連結財務諸表が作成されているときに、業務執行社員について個別財務諸表と異なる場合には、備考欄に異なる業務執行社員の状況について記載すること。なお、当該被監査会社等について法第34条の10の4第2項に規定する指定証明である場合には備考欄に「指定」と記載すること。</u></p> <p>e. <u>連結財務諸表を海外向けに提出している場合には、備考欄に国名、具体的な提出先及び署名者を記載すること。</u></p> <p>f. <u>当会計年度中において監査契約を解除した会社については、被監査会社等の名称及び備考欄に「契約解除」と記載するとともに解除理由についても記載すること。</u></p> <p>g. <u>当会計年度中において新たに監査契約を締結した場合には、備考欄に「新規契約」と記載すること。</u></p> <p>h. <u>学校法人監査の資本金欄は基本金を記載すること。</u></p> <p>i. <u>その他の法定監査については、銀行、保険会社、独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人及びその他に区分して記載すること。</u></p> <p>五. その他</p> <p><u>監査法人の組織図を添付すること。また、海外の規制当局等に提出した資料等がある場合には、これを添付すること。</u></p>	<p>こと。また、提出日現在までの間に異動等があつた場合には、その概要を「備考」欄に記載すること。</p> <p>b. 「略歴」欄には、最終学歴、公認会計士となる資格の取得年月日、公認会計士登録年月日、監査法人加入年月日、現職就任年月日等を記載すること。 (顧問、相談役等) 「社員、使用人等の状況」において「顧問、相談役等」を記載した場合には、氏名、役職名等を記入すること。</p> <p>三. 事務所の概況</p> <p>a. 当会計年度末現在の所属社員数等を記載し、代表社員がいる場合は、「社員数」欄に< >内書すること。</p> <p>b. 非常勤者がいる場合は、該当箇所に()外書すること。 (新 設)</p> <p>c. 「備考」欄には、事務所の業務を統括する者の氏名を記載すること。</p> <p>四. 被監査会社の内訳</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>a. <u>資本金、資産総額及び売上高は確定している直近決算期の額とする。</u> (新 設)</p> <p>b. <u>調査期間中において監査契約を解除した会社については、被監査会社等の名称及び備考欄に「契約解除」と記載する。</u></p> <p>c. <u>同期間中において新たに監査契約を締結した場合には、備考欄に「新規契約」と記載する。</u></p> <p>d. <u>学校法人監査の資本金欄は基本金を、売上高は帰属収入を記載すること。</u></p> <p>e. <u>連結財務諸表の海外向けの提出先については、国名及び具体的な提出先を記載する。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p>